

仕 様 書

産業観光局中央卸売市場第二市場
(担当 玉井、東出 電話 681-5791)

件 名	排ガス測定(ボイラー)
契 約 期 間	契約の日の翌日から令和9年3月15日まで
契 約 条 件	<p>第1 概要 本業務は、京都市中央卸売市場第二市場(以下、「第二市場」という。)に設置しているボイラーの排ガスの測定を行う。</p> <p>第2 用語の定義 監督員 京都市契約事務規則第39条に規定する監督職員等のことであり、この契約においては、京都市中央卸売市場第二市場に所属する職員をいう。</p> <p>第3 測定対象 小型ボイラー(EQi-2000NM) 4缶 製造者:株式会社日本サーモエナー 燃料:都市ガス 設置場所:屋上(位置図参照)</p> <p>第4 測定項目 (1) 窒素酸化物 4箇所(大気汚染防止法に基づく) (2) 二酸化炭素、酸素、一酸化炭素 4箇所 (3) 総排ガス量 4箇所 ※ばいじん測定は含みません。</p> <p>第5 実施日時 年2回、8月及び2月を目途に実施する。 具体的な実施日時については別途指示するが、水曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前中を予定している。</p> <p>第6 測定孔の情報 各ボイラー上部煙道の側面に測定口があるため、ボイラー収納箱の上部に登って測定する(収納箱上部高さは床から約3.7m)。 なお、本市所有の脚立、連梯子は貸与できる。</p> <p>第7 安全管理</p>

安全管理は、受注者の責務とする。特に作業中の転落、火傷及び熱中症に注意すること。

第8 報告書

報告書には計量証明書を添付し、ボイラー4缶分を1冊に整理して、前期分、後期分として合計2冊を提出すること。

第9 支払方法

発注者は、受注者から必要な報告書を受領した後、提出された請求書に基づき、業務の代金を支払うものとし、原則、1回払いとする。

第10 その他の事項

- (1) 測定及び試料採取に必要な機器は受注者が用意すること。
- (2) 業務の実施にあたり、建物及び附属物を滅失又は破損した場合は、受注者の責任において賠償するものとする。
- (3) 発注者は、受注者に対し、第二市場内において水及び電力を無償で提供する。ただし、受注者は節水、節電に努めること。
- (4) 第二市場内の衛生管理区域内に出入する場合は、必ず監督員が指示する所定の消毒を行うこと。
- (5) 第二市場内で口蹄疫等の家畜伝染病に罹患した動物が発見され、家畜保健衛生所による防疫体制が発動された場合、と畜業務が停止に近い状態となり、本業務の履行に支障が生じる可能性がある。その場合、監督員と受注者が協議のうえ、本契約内容に必要な変更を行う。
- (6) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、協議を行う。